

林業・木材産業改善資金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進するための無利子資金

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

4 支援内容

(1) 資金使途

事業者の創意工夫を生かした先駆的な取組み等を行うため、以下の事業を導入するのに必要な資金

- ・新たな林業部門の経営の開始
- ・新たな木材産業部門の経営の開始
- ・林産物の新たな生産方式の導入
- ・林産物の新たな販売方式の導入
- ・林業労働に係る安全衛生施設の導入
- ・林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

(2) 貸付限度額

- ・林業 個人1,500万円、法人3,000万円、団体5,000万円
- ・木材産業 1億円

(3) その他

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
最長12年以内（据置5年以内）の特例あり
- ・借入金利：無利子
- ・独立行政法人農林漁業信用基金または山形県信用保証協会の債務保証が必要

5 募集期間：

(1) 募集期間（予定）：

常設資金のため、期間の限定はありませんが、希望される貸付金交付日（※）の2か月前までにご相談、申請願います。

（※貸付金交付日6月1日から翌年3月1日まで）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：各総合支庁の森林整備課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当

(3) 電話番号：村山総合支庁森林整備課 023-621-8191 最上総合支庁森林整備課 0233-29-1351 置賜総合支庁森林整備課 0238-26-6063 庄内総合支庁森林整備課 0235-66-5527

木材産業等高度化推進資金

1 対象品目・分野 ○林業

2 事業概要

木材の生産及び流通の円滑化、効率的・安定的な林業経営の育成を目的とした低利の運転資金

3 利用対象者

林業を営む者（個人、法人）、森林所有者、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、木材関連事業者等、木材関連事業者等の組織する団体

4 支援内容

(1) 資金使途

以下のメニューに該当する運転資金

- ・ 素材生産等促進資金
- ・ 新規需要創出資金
- ・ 木材高度加工資金
- ・ 林業経営高度化推進資金
- ・ 伐採・造林一貫作業推進資金
- ・ 木材安定供給資金

(2) 貸付限度額

- ・ 各指定金融機関における融資枠の範囲内

(3) その他

- ・ 償還期限：1年以内
- ・ 借入金利：1.30%～2.00%
- ・ 資金の利用には「合理化計画」の認定が必要

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：

常設資金のため、期間の限定はありませんが、合理化計画の認定が必要となるため、借入希望日の2か月前までご相談、申請願います。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁の森林整備課

(3) 申込み先：指定金融機関

（商工中金、農林中金、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁森林整備課

(2) 担当（係）名：林政企画担当

(3) 電話番号：

村山総合支庁森林整備課	023-621-8191
最上総合支庁森林整備課	0233-29-1351
置賜総合支庁森林整備課	0238-26-6063
庄内総合支庁森林整備課	0235-66-5527

農林漁業セーフティネット資金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通

(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

4 支援内容

(1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金

- ・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
- ・法令に基づく行政処分（豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ・社会的・経済的環境（物価高騰、農産物の不作等）の変化等

(2) 貸付限度額：600万円（特認有）

(3) その他：

- 償還期限・・・10年以内（据置3年以内）
- 借入金利・・・1.90%～2.85%（令和8年6月18日現在）

5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

(2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

(3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

(1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和8年4月1日に発動した場合）
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
 - 貸付利率 (1)に同じ
 - 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）
- ※ 本資金の融通をするため、県・市町村が融資機関に対し利子補給を行っており、その財源の一部に国の重点支援地方交付金が活用されています。

2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088